

新旧対照表

新	旧												
用地調査等共通仕様書（案） 目次 (省略)	用地調査等共通仕様書 目次 (省略)												
第1章 総則	第1章 総則												
第1条～第4条 (3) (省略)	第1条～第4条 (3) (省略)												
(4) 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、特用樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。	(4) 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、特用樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。												
表3 立竹木区分	表3 立竹木区分												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">庭 木 等</td> <td> まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物<u> </u>、玉物<u> </u>、生垣<u> </u>、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物 <u> </u> 、玉物 <u> </u> 、生垣 <u> </u> 、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">庭 木 等</td> <td> まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物<u>類</u>、玉物<u>類</u>、生垣<u>用木</u>、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物 <u>類</u> 、玉物 <u>類</u> 、生垣 <u>用木</u> 、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略)	(略)	
区 分	判 断 基 準												
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物 <u> </u> 、玉物 <u> </u> 、生垣 <u> </u> 、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略)												
(略)													
区 分	判 断 基 準												
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物 <u>類</u> 、玉物 <u>類</u> 、生垣 <u>用木</u> 、特殊樹（観賞用竹を含む。）をいう。 (後略)												
(略)													
第5条～第7条 (省略)	第5条～第7条 (省略)												

第2章～第3章 (省略)

第4章 用地測量

第1節 (省略)

第2節 境界測量

第61条～第62条 (省略)

(準拠点の設置)

第63条 受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

- (1) 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね50m以内になるように設置しなければならない。
- (2) 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。
- (3) 準拠点は、金属鋌（頭部径75mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鋌により設置することができる。
- (4) 金属鋌には、準拠点番号（愛媛県準拠点No. ○○）を表示するものとする。
- (5) 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。

2 準拠点は、基準点測量に準じた方法により平面直角座標系（平成14年1月10日国土交通省告示第9号「測量法第11条第1号に定める測量基準のうち位置についての平面直角座標を指定」）の平面直角座標値を求め、中心線の測点ごとの用地幅杭に係る平面直角座標値とともに実測平面図の空欄に記入するものとする。

第2章～第3章 (省略)

第4章 用地測量

第1節 (省略)

第2節 境界測量

第61条～第62条 (省略)

(準拠点の設置)

第63条 受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

- (1) 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね50m以内になるように設置しなければならない。
- (2) 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。
- (3) 準拠点は、金属鋌（頭部径75mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鋌により設置することができる。
- (4) 金属鋌には、準拠点番号（愛媛県準拠点No. ○○）を表示するものとする。
- (5) 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。

2 準拠点は、基準点測量に準じた方法により平面直角座標系（平成14年1月10日国土交通省告示第9号「測量法第11条第1号に定める測量基準のうち位置についての平面直角座標を指定」）の平面直角座標値を求め、中心線の測点ごとの用地幅杭に係る平面直角座標値とともに実測平面図の空欄に記入するものとする。

3 用地幅杭設置までにおいて、基準点測量が実施されていない場合は、前号に定める位置の表示は、任意の座標系によることができるものとする。

第64条～第120条 (省略)

第5章～第8章 (省略)

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第121条 予備調査とは、大規模工場等の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第122条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織_____
- (4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

第64条～第120条 (省略)

第5章～第8章 (省略)

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第121条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第122条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者氏名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

- (7) 移転計画書の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画書の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第123条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画書の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- (4) 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに_____品目及び数量
 - ニ 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画書の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第124条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第80条から第82条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
- (8) その他移転計画書の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第123条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、_____次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- (4) 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数_____
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第7号の製品等の製造、加工_____又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画書の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第124条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第80条から第82条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に_____行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

第129条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第122条から第125条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造 （加工）工程 又は 商品等の流れ（図式化したもの） の変更計画
 - (2) 建物 （残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
 - (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - (4) 建物、機械設備等の移転工程表
 - (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
 - (6) 移転 工法（計画） 案検討概要書（様式第97号）
 - (7) 移転工法 （計画） 各案の比較表（様式第98号）
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は 概算額によるものとし、 次の各号に掲げるもの のほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度 作成 するものとする。
- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第99号、第100号）
 - (2) 面積比較表（様式第101号）
 - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第102号）

第130条 （省略）

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（移転工法案の検討）

第131条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の 取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準

第129条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第122条から第125条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工 又は 販売等の工程 の変更計画
 - (2) 建物 _____、機械設備等の移転計画
 - (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - (4) 建物、機械設備等の移転工程表
 - (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
 - (6) 移転 _____ 計画 _____ 案検討概要書（様式第97号）
 - (7) 移転工法 _____ 案の比較表（様式第98号）
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は 第128条に定める図面のほか、 次の各号に掲げるものを 作成し、積算 するものとする。
- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第99号、第100号）
 - (2) 面積比較表（様式第101号）
 - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第102号）

第130条 （省略）

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

（移転工法案の検討）

第131条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の 一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための

第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法_____を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第132条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第126条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者氏名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第133条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第123条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

_____通常妥当とする_____移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第132条 大規模工場等の企業内容等の調査は、_____次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第126条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者氏名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の_____品目
- (3) 所有者又は占有者の組織_____
- (4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第133条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、_____次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第123条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数_____

ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに_____品目及び数量

ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

(5) 次のいずれかにおける_____建物等の配置との関係
イ 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

ロ 第122条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

ハ 営業要領第1条第1項第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

(6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第134条 企業内容等の調査書は、第132条の調査結果を基に企業概要書（様式第96号）を作成するものとする。

（配置図）

第134条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第133条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

(2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程

(3) 縮尺は500分の1又は1,000分の1とする。

（移転工法案の作成）

ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量

ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

(6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第134条 企業内容等の調査書は、第132条の調査結果を基に移転計画案検討概要書（様式第96号）を作成するものとする。

（移転工法案の作成）

第135条 大規模工場等の移転工法案は、第78条から第86条、第88条、第132条及び第133条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- (2) 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- (6) 移転工法(計画)案検討概要書(様式第97号)
- (7) 移転工法(計画)各案の比較表(様式第98号)

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表(様式第99号、第100号)
- (2) 面積比較表(様式第101号)
- (3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第102号)

第136条～第144条 (省略)

第13章 事業認定申請書等の作成

(事業認定申請書等の作成)

第145条 事業認定申請書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- (1) 事業認定申請図書の作成

第135条 大規模工場等の移転工法案は、第78条から第86条、第88条、第132条及び第133条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工、又は販売等の工程の変更計画
- (2) 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- (6) 移転計画案検討概要書(様式第97号)
- (7) 移転工法案の比較表(様式第98号)

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表(様式第99号、第100号)
- (2) 面積比較表(様式第101号)
- (3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第102号)

第136条～第144条 (省略)

第13章 事業認定申請書等の作成

(事業認定申請書等の作成)

第145条 事業認定申請書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- (1) 事業認定申請図書の作成

- (2) 裁決申請図書の作成
- (3) 明渡裁決申請図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第146条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

(1) 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

(2) 申請図書の作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

第147条～第150条 (省略)

(相談用資料の作成方法)

第151条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(1) 事業認定申請書（案）

(2) 事業計画書

(3) 関連事業に関する協議書（案）

(4) 法4条地の調査及び管理者の意見（案）

(5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）

(6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）

(7) その他必要な書面等

- (2) 裁決申請図書の作成
- (3) 明渡裁決申請図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第146条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう

第147条～第150条 (省略)

(事前相談用資料の作成方法)

第151条 発注者が上部機関の事前相談を行う際の前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(相談資料の添付図面の作成方法)

第152条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第150条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第153条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第154条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第155条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定めるところに従うほか、別記18事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

- (1) 裁決申請書(案)
- (2) 事業計画書

(事前相談用資料の提出)

第152条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第153条 事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第154条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第155条 裁決申請図書は、法第40条並びに施行規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、別記18事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
(略)					
第9章関係	予備調査 移転工法案の検討	96	_____企業概要書_____	A-4	
		97	移転工法(計画)案 検討概要書		
		98	移転工法(計画)各案の 比較表		
	(略)				
(略)					

別記 9-1

立竹木調査算定要領 (1)

第1条 (省略)

(立竹木の区分)

第2条 調査算定にあたり、立竹木は表1のとおり区分するものとする。

表1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木</p>

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
(略)					
第9章関係	予備調査 移転工法案の検討	96	移転計画案検討概要書 (企業概要書)	A-4	
		97	移転_____計画_____案 検討概要書		
		98	移転工法_____案の 比較表		
	(略)				
(略)					

別記 9-1

立竹木調査算定要領 (1)

第1条 (省略)

(立竹木の区分)

第2条 調査算定にあたり、立竹木は表1のとおり区分するものとする。

表1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木</p>

(針葉樹及び広葉樹)、株物__、玉物__、生垣__、特殊樹(観賞用竹を含む。)をいう。
(後略)

(略)

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各号により行うものとする。

一 庭木等の調査

- (一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法のもの、同番号とする。)を付すものとする。
- (二) 庭木等の調査は、表2により行うものとする。

表2～(三) (省略)

- (四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。

表3 管理状況の判断基準

判断基準	区分
年2回程度以上の手入れ(剪定)が行われ樹 <u>形</u> が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ(剪定)を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

- (五) 植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

(針葉樹及び広葉樹)、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹(観賞用竹を含む。)をいう。
(後略)

(略)

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各項により行うものとする。

一 庭木等の調査

- (一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法のもの、同番号とする。)を付すものとする。
- (二) 庭木__の調査は、表2により行うものとする。

表2～(三) (省略)

- (四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。

表3 管理状況の判断基準

判断基準	区分
年2回程度以上の手入れ(剪定)が行われ樹 <u>型</u> が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ(剪定)を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

- (五) 植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表 4

植生の状況	率
一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合	1.00
一群に雑草の混入・裸地部分が1/4以下の場合	0.75
一群に雑草の混入・裸地部分が1/2程度までの場合	0.50

(六) ～第3条第二号(一)(二) (省略)

(三) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、(下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級(10年)以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合)、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

第3条第二号(三)ア～第5条 (省略)

(図面)

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図(庭木等)
- 二 標準地位置図等(用材林)
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。

- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

表 4

植生の状況	率
一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合	1.00
一群に雑草の混入・裸地部分が1/4以下の場合	0.75
一群に雑草の侵入・裸地部分が1/2程度までの場合	0.50

(六) ～第3条第二号(一)(二) (省略)

(三) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適切な立木密度が確保されていない山林をいい、(下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級(10年)以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合)、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

第3条第二号(三)ア～第5条 (省略)

(図面)

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の____とおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図(庭木等)
- 二 標準地位置図等(用材林)
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

2 立竹木の図面は、原則として、次の____により作成するものとする。

- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3版横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

第6条3項～第7条 (省略)

(庭木等の補償)

第8条 細則第22第2項に規定する移植に通常必要とする費用のうち移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表6を適用して求めるものとする。

表6 (省略)

2 細則第25-2第2項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及び剪定その他の管理の状況に応じて、表7を適用して求めるものとし、風致木については表8を適用して求めるものとする。

表7～様式第1号 (省略)

様式第2号

立竹木補償額算定表 算定者

別記10

改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1条～第3条 (省略)

(調査表)

第4条 墓地に関する調査は、前条の調査結果に基づき、様式第68号の1墓地管理者調査表、様式第68号の2墓地使用(祭し)者調査表及び様式第68号の3墓碑類調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれに定める事項を記載することにより作成するものとする。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

第6条3項～第7条 (省略)

(庭木等の補償)

第8条 細則第22第2項に規定する_____移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表6を適用して求めるものとする。

表6 (省略)

2 細則第25-2第2項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及びせん定その他の管理の状況に応じて、表7を適用して求めるものとし、風致木については表8を適用して求めるものとする。

表7～様式第1号 (省略)

様式第2号

立竹木補償額算定表 調査者

別記10

改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1条～第3条 (省略)

(調査表)

第4条 墓地に関する調査は、前条の調査結果に基づき、様式第1号墓地管理者調査表、様式第2号墓地使用(祭し)者調査表及び様式第3号墓碑類調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれに定める事項を記載することにより作成するものとする。

なお、墳墓工作物については附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木については立竹木要領に準じて、それぞれ調査表を作成するものとする。

一 墓地管理者調査表（様式第 68号の1）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地所在地
- ウ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- オ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- カ 財産処分等に関する規則の有無
- キ 永代使用料に関する事項
- ク 墓地使用（祭し）者の氏名

二 墓地使用（祭し）者調査表（様式第 68号の2）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地の所在地
- ウ 墓地使用（祭し）者の氏名及び住所
- エ 受任者又は承継人の氏名及び住所並びに原因
- オ 墓地使用（祭し）者単位の霊数
- カ 番号（霊体ごとの整理番号）
- キ 法名（戒名）、俗名、性別、享年、死亡年月日及び火葬又は土葬の区分

三 墓碑類調査表（様式第 68号の3）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墳墓の所在地
- ウ 墳墓所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- オ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- カ 番号（墓石ごとの整理番号）
- キ 構造、種類、規模（墓石、墓誌、カロート等の形状、寸法、使用材料）、埋葬年月日、遺体数又は遺骨数及び土葬又は火葬の区分
- ク 単位

なお、墳墓工作物については附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木については立竹木要領に準じて、それぞれ調査表を作成するものとする。

一 墓地管理者調査表（様式第 1号）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地所在地
- ウ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- オ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- カ 財産処分等に関する規則の有無
- キ 永代使用料に関する事項
- ク 墓地使用（祭し）者の氏名

二 墓地使用（祭し）者調査表（様式第 2号）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地の所在地
- ウ 墓地使用（祭し）者の氏名及び住所
- エ 受任者又は承継人の氏名及び住所並びに原因
- オ 墓地使用（祭し）者単位の霊数
- カ 番号（霊体ごとの整理番号）
- キ 法名（戒名）、俗名、性別、享年、死亡年月日及び火葬又は土葬の区分

三 墓碑類調査表（様式第 3号）

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墳墓の所在地
- ウ 墳墓所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- オ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地（法人を代表する者の住所及び氏名）
- カ 番号（墓石ごとの整理番号）
- キ 構造、種類、規模（墓石、墓誌、カロート等の形状、寸法、使用材料）、埋葬年月日、遺体数又は遺骨数及び土葬又は火葬の区分
- ク 単位

ケ 数量

第5条～第6条 (省略)

(改葬の補償の算定)

第7条 改葬の補償の算定は、様式第 69号の1 改葬補償金算定書を用いて、次のとおり算定するものとする。

一 細則第19第1項②に掲げる墓碑類を移転するために要する費用は、次によるものとする。

(一) 墓碑類の移転料は、原則、復元に要する費用（以下「復元費」という。）とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一) に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

二 細則第19第1項③に掲げる柵垣等の移転並びに補修に要する費用は、次によるものとする。

(一) 墳墓工作物の移転料は、原則、復元費とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一) に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

(三) 墳墓立竹木については、立竹木要領に準じて算定するものとする。

(祭し料の算定)

第8条 祭し料は、様式第 69号の2 祭し料算定書を用いて算定するものとする。

様式第1号 墓地管理者調査表 (様式省略) ~~削除~~

様式第2号 墓地使用(祭し)者調査表 (様式省略) ~~削除~~

ケ 数量

第5条～第6条 (省略)

(改葬の補償の算定)

第7条 改葬の補償の算定は、様式第 4号 改葬補償金算定書を用いて、次のとおり算定するものとする。

一 細則第19第1項②に掲げる墓碑類を移転するために要する費用は、次によるものとする。

(一) 墓碑類の移転料は、原則、復元に要する費用（以下「復元費」という。）とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一) に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

二 細則第19第1項③に掲げる柵垣等の移転並びに補修に要する費用は、次によるものとする。

(一) 墳墓工作物の移転料は、原則、復元費とし、次に掲げる式により算定した額とする。

復元費＝復元工事費＋解体処分費－発生材価額

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

(二) (一) に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

(三) 墳墓立竹木については、立竹木要領に準じて算定するものとする。

(祭し料の算定)

第8条 祭し料は、様式第 5号 祭し料算定書を用いて算定するものとする。

様式第1号 墓地管理者調査表 (様式省略)

様式第2号 墓地使用(祭し)者調査表 (様式省略)

様式第3号 墓碑類調査表 (様式省略) 削除
様式第4号 改葬補償金算定書 (様式省略) 削除
様式第5号 祭し料算定書 (様式省略) 削除

別記 11

営業調査積算要領

第1条～第5条 (1) ③ (省略)

④ 固定的経費の補償

固定的経費の認定は、別添3「固定的経費の認定基準」等を参考にし、次式により積算するものとする。

$$\text{年間固定的経費認定額} \times \frac{1}{365} \times \text{補償日数}$$

⑤～別添3 (省略)

別記 13-1

動産移転料調査算定要領 (1)

第1条～第6条 (省略)

(補償額の算定)

第7条 動産移転料の算定は、様式第 94 号動産移転料算定表を用いて、次式により算定した額とする。

以下、別表2まで (省略)

様式第3号 墓碑類調査表 (様式省略)
様式第4号 改葬補償金算定書 (様式省略)
様式第5号 祭し料算定書 (様式省略)

別記 11

営業調査積算要領

第1条～第5条 (1) ③ (省略)

④ 固定的経費の補償

固定的経費の認定は、別添3「固定的経費の認定基準」等を参考にし、次式により積算するものとする。

$$\frac{\text{固定的経費認定額}}{\text{ }} \times \text{補償月数}$$

⑤～別添3 (省略)

別記 13-1

動産移転料調査算定要領 (1)

第1条～第6条 (省略)

(補償額の算定)

第7条 動産移転料の算定は、様式第 2 号動産移転料算定書を用いて、次式により算定した額とする。

以下、別表2まで (省略)

様式第1号 動産調査表 (様式省略) 削除
様式第2号 動産移転料算定書 (様式省略) 削除

別記15

家賃減収補償調査算定要領

第1条～第2条 (省略)

(調査表)

第3条 前条の調査結果に基づき、様式第 88号の2 号家賃調査表に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 建物所在地
- 四 建物所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 五 部屋番号
- 六 借家・借間人の氏名
- 七 借家・借間の別
- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと(貸家であれば各建物ごと)の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

(補償額の算定)

第4条 家賃減収補償は、様式第 90 号家賃減収補償金算定表を用いて、次により算定するものとする。

様式第1号 家賃調査表 (様式省略) 削除

様式第1号 動産調査表 (様式省略)
様式第2号 動産移転料算定書 (様式省略)

別記15

家賃減収補償調査算定要領

第1条～第2条 (省略)

(調査表)

第3条 前条の調査結果に基づき、様式第 1 号家賃調査表に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 建物所在地
- 四 建物所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 五 部屋番号
- 六 借家・借間人の氏名
- 七 借家・借間の別
- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと(貸家であれば各建物ごと)の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

(補償額の算定)

第4条 家賃減収補償は、様式第 2 号家賃減収補償金算定書を用いて、次により算定するものとする。

様式第1号 家賃調査表 (様式省略)

別記 16

借家人補償調査算定要領

第1条～第3条 (省略)

(補償額の算定)

第4条 借家人補償金は、様式第 **91** 号借家人補償金調査算定**表**を用いて算定するものとする。

(標準家賃)

第5条 細則第18第2項(1)に規定する標準家賃(月額)は、次によるものとする。

一～二 (三) (省略)

(四) 収集した賃貸事例により様式第 **91** 号の**2** 標準家賃単価算出表(月額)を作成し、平方メートルあたりの平均賃料を算出したものを平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)とする。

(五) 端数処理は、平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)については一円未満切り捨てとし、原則として第1項により算出した標準家賃(月額)が一〇,〇〇〇円未満のときは一〇円未満を、一〇,〇〇〇円以上のときは一〇〇円未満切り捨てとする。

様式第1号 借家人補償金調査算定書 (様式省略) **削除**

様式第 **91** 号の**2** 標準家賃単価算出**表**(月額) (様式省略)

別記 16

借家人補償調査算定要領

第1条～第3条 (省略)

(補償額の算定)

第4条 借家人補償金は、様式第 **1** 号借家人補償金調査算定**書**を用いて算定するものとする。

(標準家賃)

第5条 細則第18第2項(1)に規定する標準家賃(月額)は、次によるものとする。

一～二 (三) (省略)

(四) 収集した賃貸事例により様式第 **2** 号 **標準家賃単価算出表**(月額)を作成し、平方メートルあたりの平均賃料を算出したものを平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)とする。

(五) 端数処理は、平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)については一円未満切り捨てとし、原則として第1項により算出した標準家賃(月額)が一〇,〇〇〇円未満のときは一〇円未満を、一〇,〇〇〇円以上のときは一〇〇円未満切り捨てとする。

様式第1号 借家人補償金調査算定書 (様式省略)

様式第 **2** 号 **標準家賃単価算出書**(月額) (様式省略)

別記 17

移転雑費算定要領

第 1 条～第 2 条 (省略)

(算定)

第 3 条 移転雑費は、様式第 92 号移転雑費補償金算定表を用いて次のとおり算定するものとする。

一 (一)～二 (一) イ (省略)

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、国土交通省告示第 98 号 (平成 31 年 1 月 21 日) 第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

二 (二)～三 (三) (省略)

(四) 当該地域の実情に応じて必要とされる地鎮祭、上棟式、建築祝のための費用

ア 地鎮祭費用

当該地域において、建物等の建築工事に着手する前に工事中の安全無事を祈りその土地の神を鎮めるための祭儀又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

イ 上棟式費用

当該地域において、建築物の棟木を上げるときに神をまつる儀式又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

ウ 建築祝のための費用

当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

別記 17

移転雑費算定要領

第 1 条～第 2 条 (省略)

(算定)

第 3 条 移転雑費は、様式第 1 号移転雑費補償金算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 (一)～二 (一) イ (省略)

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、国土交通省告示第 15 号 (平成 21 年 1 月 7 日) 第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

二 (二)～三 (三) (省略)

(四) 当該地域の実情に応じて必要とされる地鎮祭、上棟式、建築祝のための費用

ア 地鎮祭費用

当該地域において、建物等の建築工事に着手する前に工事中の安全無事を祈りその土地の神を鎮めるための祭儀又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

イ 上棟式費用

当該地域において、建築物の棟木を上げるときに神をまつる儀式又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

ウ 建築祝のための費用

当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

別記 18

事業認定申請書等作成要領

第 1 条～第 2 条 (省略)

(事業認定申請書 案 の作成)

第 3 条 受注者は、土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 2 条で定める様式に従い、次の事項を記載した事業認定申請書 案 を作成するものとする。

- (1) 起業者の名称
- (2) 事業の種類
- (3) 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- (4) 事業の認定を申請する理由

第 3 条 2～第 11 条 (省略)

(関連事業に関する 協議 書案の作成)

第 12 条 受注者は、第 7 条に掲げる関連事業が存する場合は、当該関連事業に係る施設に関し権限を有する行政機関ごとに法第 18 条第 2 項第 3 号に定める意見書を求めるための 協議 書案（添付図書を含む。）を作成するものとする。

第 13 条～第 15 条 (省略)

(作成部数)

第 16 条 事業認定申請図書の作成部数は、 相談用資料及び 添付書類並びに 参考資料 等 については 3 部とし、 申請図書は起業地の存する市町の数の合計に 4 を加えた部数の写しとする。

別記 18

事業認定申請書等作成要領

第 1 条～第 2 条 (省略)

(事業認定申請書 の作成)

第 3 条 受注者は、土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 2 条で定める様式に従い、次の事項を記載した事業認定申請書 を作成するものとする。

- (1) 起業者の名称
- (2) 事業の種類
- (3) 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- (4) 事業の認定を申請する理由

第 3 条 2～第 11 条 (省略)

(関連事業に関する 意見照会文 書案の作成)

第 12 条 受注者は、第 7 条に掲げる関連事業が存する場合は、当該関連事業に係る施設に関し権限を有する行政機関ごとに法第 18 条第 2 項第 3 号に定める意見書を求めるための 意見照会文 書案（添付図書を含む。）を作成するものとする。

第 13 条～第 15 条 (省略)

(作成部数)

第 16 条 事業認定申請図書の作成部数は、事前 相談用資料及び 参考資料 については 3 部とし、本 申請図書は起業地の存する市町の数の合計に 4 を加えた部数の写しとする。

第2章 裁決申請図書・明渡裁決申立書

(裁決申請図書の作成)

第17条 受注者は、法第40条第1項で定める裁決申請書を施行規則第16条及び第17条の規定により作成するものとする。

2 前項の規定による裁決申請書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面
- (2) 法第40条第1項第2号に掲げる書類
- (3) 土地調書案
- (4) その他必要な書類

第18条～第19条 (省略)

(明渡裁決申立図書の作成)

第20条 受注者は、法第47条の3で定める明渡裁決申立書を施行規則第17条の6の規定により明渡裁決申立書を作成するものとする。

2 前項の規定による明渡裁決申立書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 法第47条の3第1項第1号に掲げる書類
- (2) 物件調書案

第21条 (省略)

(参考資料の作成)

第22条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の参考資料を監督員の指示により作成するものとする。

第2章 裁決申請図書・明渡裁決申立書

(裁決申請書の作成)

第17条 受注者は、施行規則第16条で定める様式に従い、裁決申請書を作成するものとする。

2 前項の規定による裁決申請書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面
- (2) 法第40条第1項第2号に掲げる書類
- (3) 土地調書案
- (4) その他必要な書類

第18条～第19条 (省略)

(明渡裁決申立書の作成)

第20条 受注者は、施行規則第17条の7で定める様式に従い、明渡裁決申立書を作成するものとする。

2 前項の規定による明渡裁決申立書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 法第47条の3第1項第1号に掲げる書類
- (2) 物件調書案

第21条 (省略)

(参考資料の作成)

第22条 受注者は、裁決申請書及び明渡裁決申立書の参考資料を監督員の指示により作成するものとする。

